



Jaws レポート 73

Japan Animal Welfare Society

発行人：山下眞一郎
編集人：桜井邦広
〃：山口千津子
編集協力：平山企画舎



発行 / 公益社団法人日本動物福祉協会 〒141-0031 東京都品川区西五反田 8-1-8 中村屋ビル内 TEL (03) 5740-8856 FAX (03) 5496-0930 http://www.jaws.or.jp

第2回の開催（大阪）から震災等で間があいてしまいましたが、この研修会を続けてほしいというご要望にお応えし、11月25日から2日半のRSPCA動物福祉短期研修会を東京で開催いたしました。



研修会レクチャー風景

RSPCA 講師
フィル・ウィルソン氏

前回同様、1824年の設立以来189年の歴史を持つRSPCA（英国王立動物虐待防止協会）から、国際部で動物福祉の研修を担当され、世界各地で動物福祉団体・専門家・政府と共に動物福祉の向上に尽力されているポール・リトルフェアリー氏と動物虐待事例対応の豊富な経験を持つ訴訟担当シニアマネージャー、フィル・ウィルソン氏を招聘し、RSPCAの概要、動物福祉（動物のニーズや5つの自由を踏まえて）、動物虐待（判断やタイプについて等）、事例を踏まえてのケース・スタディ、動物福祉教育などについてそのエッセンスを教授いただきました。ケース・スタディでは、環境省動物愛護管理室から室長補佐の今西氏に講師として加わっていただき、改正された動物愛護管理法に基づき考え方を扱い方等について、コメントをいただきました。

また、英国の事例に加えて、日本での自治体による告発事例も発表いただき、活発な意見交換がなされました。今回の参加者の70%は自治体職員で、他に獣医師や動物愛護推進員、そして初めて、3名の弁護士の方が参加されました。研修はグループ作業を多く取り入れ、講義を聴くだけでなく、グループディスカッションをしながら進められました。法のシステムも違いますが、英国の方式をそのまま日本に持ち込むことはできませんが、研修会で学んだことを、何かしら日々の業務に活かしていただき、同じ悩みを持つ他自治体職員等参加者及び講師の先生方とのディスカッションが解決のヒントになればと願っております。

以下に、研修会の要約を掲載させていただきます。

第二回RSPCA動物福祉短期研修会を東京で開催

◆ 主な内容 ◆

第三回RSPCA動物福祉短期研修会を東京で開催	1
第54回動物愛護の作文コンテスト(作品紹介)	2
捨て犬・捨て猫防止キャンペーン中間報告	4
川崎市との協定調印式	4
柴内裕子さん「環境省・動物愛護管理功労者表彰」で受賞	4
平成25年度動物愛護週間中央行事報告	4
理由は色々。猫用捕獲器の貸し出し	5
支部だより(新東京支部)	5
理事会レポート、ピング会開催、カレンダー販売中	6
矢野顕子のニューヨークねこライフ(ねこのめ日記6)	6
寄付者ご芳名、ご寄付ご遺贈のお願い	7
ジョーズジュニアコーナー	8

次号の発行予定は
4月です。

● RSPCA の紹介

- ◆ RSPCAは、すべての動物に対する虐待を防止し、福祉を推進して動物の苦痛を削減する活動をしている。
- ◆ 1824年設立の世界最古の動物福祉団体で、政府からの助成はありません。
- ◆ 年間予算は210億円で、1650名のスタッフを雇用している。
- ◆ コンパニオン・アニマル、農業動物、実験動物、野生動物の4つの部局で30人の科学者をスタッフとして雇用。
- ◆ イングランドとウェールズで動物福祉法を遂行し、英国政府やEU委員会のアドバイザーもしている。
- ◆ 7つの動物病院と41のクリニック、51のアニマル・リホーミング・センター(動物保護・譲渡施設)を擁している。

◆ 国際部は、主に東ヨーロッパ・南アフリカ・東アジアでそれぞれの国の政府や

● 動物福祉の基本原則

獣医師会・動物福祉団体等と共に、その地域の実情に合った方法で、動物福祉を推進根付かせる活動をしている。

1. 科学的基礎

動物の苦痛は科学的に測定できる／動物の行動は動物福祉の指標になる／動物福祉の科学は国際的に認められた学問である／多くの政府が動物福祉の大臣や部局を置いている／動物福祉の法律や基準は発展してきている

2. 動物福祉の定義

- ① Feelings — ファジーなものがある。「福祉」とは、肉体および精神の健康、環境との調和、苦痛のない動物の感受性と適応というようなものを包含した幅広い概念である。(Duncanson&Dawkins,1983)
- ② Functions — 個体の福祉は、どの程度環境に順応するために努力しなければならぬかをみる。(Broom,1983)
- ③ Nature — 動物の福祉を推進するには、それぞれの種に適した自然環境を尊重した飼育が必要である。(Rollin,1993)

3. 動物虐待の定義 (英国法)

- 「不必要な苦痛を与える」こと。これには、2種類ある。
- ① 意図的に虐待する。
- ② 必要な世話を怠る。

4. 苦痛のタイプ

肉体的苦痛も精神的苦痛も、両方とも苦痛でありどちらが重いということはない。

5. 使用↓酷使↓虐待

人はいろいろな形で動物を使用するが、使用が過度になると酷使になる。さらに、酷使を続けると、虐待になる。6. 人に対する利益と動物に対する害のバランス。

7. 基本ニーズ

- ① 肉体的 食物・水・温度範囲・光
- ② 環境的 適切な空間・捕食動物からの隠れ場所
- ③ 行動的 巣作り・冬眠・食物探し
- ④ 精神的 退屈からの脱却・刺激
- ⑤ 社会的 単独あるいはグループ行動・仲間求める

8. 5つの自由

- ① 飢えと渇きからの自由 ② 不快からの自由 ③ 痛み・けが・病気からの自由 ④ 正常な行動を表現する自由 ⑤ 恐怖あるいは抑圧からの自由

● 査察部

1. 役割

- ① インスペクター (査察官) 虐待等重大な通報を5つの自由に基づいて調査、ケース・ファイルの準備、裁判所に出廷する。(3000名)
- ② 動物福祉官 それほど重大ではない虐待通報の調査をする。(1300名)
- ③ 動物保護官 病気やけがをした動物を保護し、獣医師やアニマルアセンダーに連れて行く。(50名)

2. 統計 (2012年)

通報電話120万件のうち虐待通報15万1000件。告発し、有罪が決定した被告1500人で、勝訴率98%。

3. 査察

- ① 成功の要素 査察官のスキル／効果的な査察基準／犯罪要素の確認・判定と接合／有効な証拠収集／ト首尾の証人会見